

さぬき市一般郵送用封筒広告募集要項

1 趣旨

この要項は、市が作成する一般郵送用封筒に掲載する広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 募集の内容

【封筒の用途】（一般郵送用封筒（総務課） 角形2号封筒）

本庁舎各課及び寒川庁舎等から、市民、事業所及び市町等行政機関への文書送付に使用します。

※封筒は、過去に作成したものから使用していくため、広告入り封筒を作成後もしばらくの間は、過去の封筒を使用する場合があります。

◎広告の概要については、別紙【広告概要】を参照してください。

【広告掲載期間】

令和7年1月頃からその残部がなくなるまで。（約1年間）

【掲載できない広告】

さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱第3条に基づき、法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの、などは掲載できません。

詳しくは、さぬき市総務部総務課へお問合せください。

3 募集期間・応募方法

【募集期間】

令和6年9月24日（火）～ 令和6年10月18日（金）午後5時必着

【応募方法】

広告掲載申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、郵送又は持参にて総務部総務課へお申し込みください。

※郵送による場合は、令和6年10月18日（金）午後5時必着としますので、締切間近に郵送される場合は、書留等、配達日時が後に分かる方法をお勧めします。

【提出書類】

1 有料広告掲載申込書

2 さぬき市一般郵送用封筒広告掲載に関する詳細事項

1及び2は、総務部総務課及び総合支所窓口で配布しています。さぬき市ホームページからダウンロードすることもできます。

3 見積書

見積りは、希望する封筒の広告枠数に応じた広告料を記入してください。見積書の様式は問いませんが、一例をさぬき市ホームページに用意しています。

4 掲載しようとする広告の原稿及び図面等

（次ページに続く）

●注意事項

- ・市が設定する広告価格（一般郵送用封筒の場合：1 枠 2 0, 0 0 0 円）以上で見積額の上位の者から順に、採用者となります。
- ・採用となるべき同額の見積書を提出した者が 2 者以上であるときは、基本要綱第 4 条に基づいた優先順位により決定しますが、それでも決定しない場合は、抽選により採用順を決定します。
- ・採用順に希望する位置の広告枠に広告を掲載することができます。
- ・希望する広告枠が確保できない場合は、変更協議に応じていただきます。

【参考】

さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱

（広告の順位）

第 4 条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益的法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所を有するものの広告
- (3) 前 2 号に該当しないものの広告

【応募・問合せ先】

さぬき市総務部総務課行政係

〒769-2195 さぬき市志度 5 3 8 5 - 8

電話 0 8 7 - 8 9 4 - 1 1 1 1